

特定適格消費者団体の
認定・監督に関する指針等検討会
第2回議事録

消費者庁消費者制度課

第2回 特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会 議事次第

日時：平成26年6月4日（水）14:00～16:00
場所：TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター
カンファレンスルーム9C

- 1．開 会
- 2．適格消費者団体へのヒアリング
- 3．その他
- 4．閉 会

升田座長 皆さん、こんにちは。定刻でございますので、ただいまから「第2回特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」を開催いたしたいと思っております。お暑い中、おいでいただきまして、どうもありがとうございます。

本日の検討会は、前回、最後に皆さん方にお諮りしましたように、ヒアリングの準備が整えばヒアリングを行うこととし、もし準備が整わなければ日程どおりに検討を進めていくということでしたけれども、事務局の方と、それぞれの適格消費者団体の方にいろいろ御努力いただきまして、本日、10の適格消費者団体の方にお越しいただいているという状況でございます。したがって、本日の検討会は、前回の御議論を踏まえまして、適格消費者団体の活動の実情につきまして、委員の間で認識を共有した上で本検討会での議論を行うため、適格消費者団体の皆さんにお越しいただき、ヒアリングを行うという趣旨で開催するものでございます。検討事項につきましては、次回以降、順次検討を進めていきたいと思っております。

では、本日、お忙しい中、10の適格消費者団体の関係者の方にお越しいただいております。どうもありがとうございます。

また、前回の検討会において皆さん方にお諮りしましたように、随時、適格消費者団体の実情を伺えるような工夫をすべきであるという御意見がございましたので、そういった御意見を踏まえまして、次回以降、御同席いただくことがふさわしい場合には、原則として、本検討会に参考人という形で適格消費者団体の方から2名、御出席をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

升田座長 ありがとうございます。

また、人選につきましては、私から申し上げるのも恐縮なのですけれども、座長に御一任いただきたくと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

升田座長 ありがとうございます。それでは、その旨で取り扱わせていただきたいと思います。

それでは、早速、本日の議題に入りたいと思いますが、まず、配付資料につきまして御説明をお願いいたします。

小田専門官 消費者庁消費者制度課の小田と申します。よろしく申し上げます。

配付資料を説明させていただきます。

まず、資料1は「適格消費者団体への質問事項」ということで、事前に委員の方々からいただいた質問事項について、重複を整理した上で、こちらでまとめさせていただいたものです。

資料2-1が、この質問事項に対する「適格消費者団体からの回答」になります。資料2-1は全11団体の回答になっておりますけれども、並び順については、適格消費者団体が認定された順序で並べております。

資料2-2は「これまでの差止請求訴訟の内容」となっておりまして、訴訟が全部網羅されています。資料2-2は、訴えが提起された日から順に並べる形になっております。

資料2-3は「差止請求で成果のあった事例」を網羅している資料でして、消費者庁で今年の3月に「差止請求事例集」を出しておりますけれども、その中で成果のあった事例一覧というものを掲載しております。それに追記いただく形で今回、適格消費者団体から出していただいたものになります。

そして、資料3が「検討事項と今後の進め方」について記載してあるペーパーになります。

そして、参考資料1として「ヒアリング出席団体」の一覧と、参考資料2が、先ほど説明しました「差止請求事例集」になっております。

あと、本日、机上配付している資料に、全国消費生活相談員協会から「公益社団法人全国消費生活相談員協会ご案内」というピンクのパンフレットと、「平成25年度週末電話相談報告書」という緑のものがあります。

また、委員の方々には、机上に「指針検討会の基本資料」ということで、毎回使うであろう資料をまとめたものを置いております。この基本資料については、毎回使いたいと考えておりますので、お持ち帰りいただく前に、そのまま席上に残しておいていただけたらと考えております。資料については以上です。

升田座長 ありがとうございます。

それでは、本日のヒアリングでございますけれども、先ほど御説明ありました配付資料につきましては、前回、委員の方から御質問をいただくという形で、それを取りまとめさせていただきました上で、関係の団体の方にお知らせをし、非常にお忙しい中、御返事をいただき、それを取りまとめたというものでございます。もう既に委員の方にはごらんいただいていると思いますので、本日はこれを前提に進めてまいりたいと思います。

今日は、先ほど御紹介ありましたように、お忙しい中、10の団体においでいただいておりますので、おいでいただきながらこういうことを申し上げるのは誠に申しわけないのですが、時間の制約もございまして、お出しいただいたものは配付しておりますので、それは全員読んでいるという前提で、重複にならないように、本日、特に御説明いただけるというところを中心にお話をお願いしたいと思います。誠に勝手ながら、最初、お1人2分ぐらいで、非常に短い時間で恐縮でございますけれども、御説明をいただきまして、その後、委員から御質問等ありましたら、またお答えいただくという形で進めていきたいと思っております。

発言でございますけれども、着席順といたしまして、まず、消費者機構日本からお願いしたいと思います。マイクも非常に数が少ないので、申し訳ありませんが、お話しさせていただきたいと思います。それでは、どうぞ、お願いいたします。

消費者機構日本 消費者機構日本の磯辺と申します。

本日は貴重な機会をいただき、ありがとうございます。私どもは、消費者団体訴訟制度が検討されている際に、消費者団体のサイドでその制度を活用するためにどういった体制が必要かということで、消費者団体関係者、専門家の方々と相談して設立されたNPO法人ということで活動しております。

本日は、資料2-1「適格消費者団体からの回答」部分の、特に差止請求関係業務を行う際にどういう手続をとっているのかということを中心にお話をさせていただきたいと思います。

私どもは、消費者等から寄せられた端緒情報につきまして、差止請求の事案となり得る事案かどうかを判断するために、法律専門家と消費生活専門家で構成される検討事案選定会議でまず検討します。

差止請求の可能性があると判断した事案につきましては、被害情報対応委員会のワーキンググループの対応の議題とし、このワーキンググループも法律専門家と消費生活専門家が必ず関与しております。

事務局で明らかに検討すべきと判断する事案につきましては、被害情報対応委員会のワーキンググループに直接検討をお願いする場合があります。

ワーキンググループは3つございまして、その分担ですが、第1ワーキンググループは主に継続的役務の関係、第2ワーキンググループは主に通信役務、広告表示関連、確認ワーキンググループはその他の事案について検討しております。

第1、第2は、そのワーキンググループで事案を自ら検討しますが、確認ワーキンググループは事案ごとに設置する検討チームに事案の検討を委ね、検討チームからの提案を審査するという役割になります。

検討チームも法律専門家と消費生活専門家が必ず参加をします。検討チームは現在、5チームが活動しております。検討チームで提案された差止請求の書面は確認ワーキンググループの承認を経て理事会で審議され、承認の後、当該事業者に対し送付されます。

第1、第2ワーキンググループで起案された差止請求の書面は、理事である法律専門家のリーガルチェックを経た後、理事会に諮られ、承認を経て、当該事業者に対し送付されます。そういう意味では、検討に参加をしていない法律専門家の目を一度必ず経て、理事会で最終確認をするという手続を踏んでおります。

差止請求、裁判前の申入れの後、回答がなかったり、もしくは回答が不十分だったりということで、41条請求を行うか、更に訴訟を提起するかという判断につきまして、今、御説明しましたような手続を経て、最終的には理事会で議決することにしております。以上、簡単ですけれども、御報告とさせていただきます。

升田座長 どうもありがとうございました。非常に短い時間で申し訳ございません。それでは、消費者支援機構関西の方、お願いいたします。

消費者支援機構関西 私ども、大阪に事務所がありまして、主に近畿2府5県を対象活動エリアとして活動している団体です。

それでは、資料2-2の4ページにあります1の(4)を中心に御説明をさせていただきます。

まず、情報提供を受けまして、受けましたものを毎月、検討委員会、法律では専門委員会となっていますけれども、私どもでは検討委員会と称しております。そこで報告をしまして、差止請求を行う案件かどうかを検討しているということでもあります。

その検討する基準としましては、もちろん関連法令に違反する疑いがあるものというところから検討していこうということにしております。その中でも、類似トラブルが多いか少ないか、それが増えているのかどうかという傾向、こういったものも1つの基準とはしております。

それから、必要に応じて、そういった状況がわからないということもありますので、法40条に基づいて国民生活センター等に情報提供申請を行っているということです。

具体的な検討は、当然、法律の専門家である弁護士や司法書士、あるいはほかの建築士などの専門家も加わることもありますし、消費生活の専門家である相談員の方、あるいは消費者団体のメンバーが検討グループを構成します。今は4名から8名ぐらいで構成しておりますけれども、案件について情報収集を行って、不明な点は相手方に対して、まずは非公開で問合せ、あるいは協議を行って、内容確認を進めていくということがございます。

もちろん、その過程で、約款だとか契約条項、ホームページの表記などを入手するというのをしまして、差止請求が必要なかどうかを検討して、それを検討委員会に報告をします。ですから、複数の検討事案が同時並行的に行われておって、それを検討委員会に集約をするという形になっております。

申入れの内容については、法令上の問題点と区別をして、一般的に消費者団体から見ても、こうであるという点についても、これはしっかり区別をして同時に行っているということもあります。

それから、検討委員会として、裁判外の差止請求だとか、問合せを送付する必要があると判断した場合は、起案の方は検討チームで行って、それを検討委員会で一定審議をしまして、それから理事会へ諮る、提案をする、理事会の議決を得た上で執行するという流れになっております。以上でございます。

升田座長 ありがとうございます。それでは、続きまして、全国消費相談員協会の方からお願いいたします。

全国消費生活相談員協会 全国消費生活相談員協会の石田です。よろしく申し上げます。

私どもの団体はちょっとほかの団体とは違うかなと思ひまして、ピンクの「ご案内」を持ってまいりました。私どもの団体は、1977年に「国民生活センターの消費生活相

談員修了者の会」として発足しております。その後、相談員及び一般消費者の方の啓発講座とか、そういったことをずっと行ってまいりました。現在は、全国に7支部がございまして、会員数は2,100名弱、2,098名となっております。2007年11月に適格消費者団体となりました。ですので、消費者団体としての私たちの活動はおおむね37年になっているということです。

そのような中で、差止請求関係業務についてなのですけれども、情報収集のところで、「週末電話相談」をここ十何年間行ってございまして、その件数なのですけれども、きょうお配りしております報告書の中で、昨年では2,572件ございました。土日に「週末電話相談」を北海道と東京と大阪の3カ所で行ってございまして、その全体が2,572件なのですけれども、年に1回、「電話相談110番」というものを行ってございまして、ホームページ上に「消費者被害メール便」というコーナーを設けてございまして、そこから寄せられた事案をもとに差止請求を行ってございまして。

勉強会を隔月で行ってございまして、それは専門検討委員の弁護士の方々、そして団体訴訟検討委員、消費生活専門相談員で、10名程度の勉強会を開催してございまして。そこで「週末電話相談」に上がってきた事例とか、「電話相談110番」の事例、そういった事例を検討し、それは勉強会という形ですので、まだ差止めということではございません。

上がってきた事例の中から、やはり差止請求が必要ではないかと思われるような事例を、今度、チームを組みまして、専門検討委員数名と団体訴訟検討委員10名弱のメンバーで検討に入ります。その結果をもちまして、必要ということであると、理事会にかけて承認を経て差止請求を行う。

その手前なのですが、情報収集の段階で国民生活センターにお問合せをしております。同種事例の相談の数とか、内容、そういったものを問合せするとともに、提携の地方公共団体に、場合によっては、実際に相談を行っているところか、必要書類とか、関係した書類のコピー等をいただくこともございます。あと、専門家の意見を求めて、結果として、それらが差止めが必要という判断に至ったときに理事会にかけて承認を経て差止請求を行うことになっております。

私どもの団体はまだ1件も訴訟を起こしていないということなのですけれども、訴訟をどうだろうかと、今までの中でも考える事案がありました。そういった場合はどうするかということなのですが、その場合は、担当している弁護士のほかに専門検討委員の弁護士ほか数名を加えまして、そこで再度の検討を行うということで、裁判の必要があるかないか、また、もう一度、問合せなりする必要があるかということで検討することになっております。今までに検討した事案は3件ございました。でも、結果としては、訴訟は起こしてございません。以上です。

升田座長 ありがとうございます。それでは、続きまして、京都消費者契約ネットワークの方からお願いいたします。

京都消費者契約ネットワーク 京都消費者契約ネットワークの理事・事務局長の長野でございます。

我々の団体は、2002年にNPO法人格を取得しております。消費者団体訴訟制度ができる前から、事業者に対する不当な条項の使用中止の申入れ活動等を行ってまいりました。消費者団体訴訟制度ができて、消費者団体の法的な権限ができたことから、この制度を使いまして、十幾つの差止請求の訴訟活動を行っております。

資料10ページの（4）のところでありますけれども、差止請求関係業務の実務ですけれども、情報提供については、「被害110番」を行ったり、消費者からのメールないしは電話の情報提供ないしは会員からの情報提供等に基づいて、理事会でその問題を取り上げるかどうかについての議論をしております。

当ネットワークは、組織的には簡素化されておまして、理事会と検討グループ、「被害110番」をやるときは「被害110番」のグループで、理事会と検討グループを中心に議論をしております。

理事会で検討グループが立ち上がりましたら、その検討グループ内で基本的には全ての情報収集、それから、検討、起案を行っております。検討グループで差止請求すべきだという結論になりましたら、差止請求書ないしは訴状等をそこで作りまして、それを理事会に上げることとなります。理事会で議論して、可ということであれば差止請求を行うという内容になっております。

我々が取り組む問題の基準なのですけれども、被害の内容、被害の多さ、それから、消費者が自分で、ないしは弁護士に委任して取り組める問題かどうか、あと、事業者の規模などを考慮して決めております。具体的には、消費者個人がなかなか自分では取り組めないような問題について取り組んでいこうということで、これまでは、マンション賃貸借の敷引金問題、定額補修分担金問題、冠婚葬祭互助会の解約金問題、携帯電話のいわゆる2年縛りの解約金問題、クロレラに関するチラシ配布の問題、結婚式場の解約金の問題などについて取り組んできております。以上です。

升田座長 ありがとうございます。それでは、続きまして、消費者ネット広島の方からお願いいたします。

消費者ネット広島 消費者ネット広島の理事で検討委員会の副委員長となっております弁護士の長井貴義と申します。

我々、消費者ネット広島は、もともとの差止訴訟、消費者団体訴訟というものができる前に、そういう受け皿団体が地方にも必要ではないか、受け皿団体には法人格が必要ではないかということで、消費者団体訴訟制度ができる前からNPO法人として活動してきました。

差止請求の手続ということなので、資料13ページの（3）から（5）あたりについて説明させていただきます。

情報は、ネットの事務所、事務局がございますので、そこに電話がかかってくる、

郵便が届いたりするということがきっかけになります。あとは、各市町の消費生活センターの相談員の方には、差止めにあつた事例があればぜひ御紹介ください、相談に来られた方に、ぜひ消費者ネットに情報提供されてはいかがですかと勧めてくださいとお願いして、そのようなことで情報提供を受けております。

情報提供を受けると、我々はまず検討委員会で、そもそもこれを検討するのか、しないのかということを考えます。検討委員会の委員長も、副委員長の私も弁護士で、あと、消費生活相談員の方などで構成しております。

検討委員会で、この事案をこれから検討しましょうということになると、うちは小さい団体ですので、検討グループができる事案もたまにはありますが、まず、誰か検討委員1人で検討してみよう、1人で足りないものがあれば検討グループで検討してみようという中で、月1回の検討委員会の中で、この事案についてこう考えています、では、こんな申入れをしましょうということを検討して決めて、それを理事会に上げて、理事会の決議ということにしています。検討委員会の中で、申入れをするのか、しないのか、あるいは申入れがいいのか、質問がいいのか、形式をどうしたらいいのかということを検討委員会で検討して、検討委員会の決議、理事会に上げて、理事会で決議をもらった上で執行、送付するという手続になっているという状況です。

升田座長 ありがとうございます。それでは、続きまして、ひょうご消費者ネットの方からお願いいたします。

ひょうご消費者ネット ひょうご消費者ネットの鈴木と申します。

資料は15ページになります。ひょうご消費者ネットでは、検討委員会という組織がございまして、ここに被害情報が全て集約される形になっております。その被害情報は、会員から提供される場合もありますし、一般の消費者の方から電話やメールで提供されることもございます。

検討委員会で、これは適格消費者団体として取り上げなければならない問題だろうと判断した場合は、検討グループを設置したいということを理事会にお伺いを立てます。そして理事会で検討グループの設置が承認されますと、以後は3層構造になります。まず検討グループで具体的な事案を検討します。そして、月1回開かれる検討委員会にそれを報告して、その都度、方向性などを確認します。そして対外的に質問書、あるいは申出書などを発さなければいけないというときは、検討委員会で文面をあらかじめ修正した上で理事会に諮る、また理事会で修正などを諮るという3層構造で最終的に差止請求をするかどうかが決まってくると、そういう構造になってございます。以上です。

升田座長 ありがとうございます。それでは、続きまして、埼玉消費者被害をなくす会の方からお願いいたします。

埼玉消費者被害をなくす会 埼玉のなくす会の岩岡といいます。

資料は17ページです。まず、消費者から情報提供が事務局に主に電話であります。

それについては、主に弁護士ですけれども、検討委員に機械的に割り振ります。弁護士から「受付聴取カード」をもとに、うちの会で扱える事案かどうかを聞き取ります。これは2つ意味があって、消費者にとっては、直接専門家に話を聞いていただけということと、もし適格消費者団体として扱えない場合は、適格消費者団体の活動ではありませんけれども、個別相談となるかどうかとも相談できるということで、この2面はいいことだと思っています。

検討委員会は2カ月に1回で、全部で22人です。弁護士が11人、司法書士が4人、相談員が7人ということで、ほぼ100%の出席で実施しておりまして、ほかにチーム等を作っておりませんので、ここで毎回10事案弱の案件を並行で検討しております。検討委員会が2カ月に1回なので、ない月は促進会議ということで、3～4人で集まって進捗のチェックということになります。あと、日常的にはメーリングリストを活用してやっているということです。

それから、申入れ、41条書面、差止訴訟については、理事会で確認をして進めることになっておりまして、理事会は法律の専門家が8人と、消費者団体から7人の15人で構成しています。申入れについては2カ月に1回の理事会で確認後、進行していくということで、ただ、同一事業者に同一の内容で再度申入れをすることが必要になってきますので、その場合には検討委員会に一任をいただいて、報告をするという形をとっております。簡単ですけれども、以上です。

升田座長 ありがとうございます。続きまして、消費者支援ネット北海道の方からお願いいたします。

消費者支援ネット北海道 消費者支援ネット北海道から参りました町村と申します。

組織の概要については、ほかの団体とよく似ているわけですけれども、北海道、特に東北以北では唯一の適格消費者団体ですので、活動の幅は、本来であれば東北・北海道全域にわたるものと考えています。残念ながら本拠地が札幌にしかありませんので、少なくとも北海道全域をカバーする活動を心がけております。北海道全域に講演、研修などの活動を行って、相談や情報提供などを各地の消費者から受けているといいます。

資料20ページにあるのですが、差止請求関係業務に必要な情報の収集は、消費者から取得するのみならず、役所としての北海道及び札幌市と、情報利用の覚書を締結しまして、協議の上、そこで問題とされる事例などを取り上げるということもしております。

検討グループ、検討委員会、そして理事会というのは、ほかの多くの団体と同じであります。3層構造となっております。対外的に団体の意思を明らかにした文書を出す場合には、常に理事会の決定を得ております。

それから、事業者とのやりとりですけれども、書面による申入れ、あるいはそれ以前に質問という形で何回もやりとりをして、我々の方で問題があると判断した取引に

関しても、事業者の見解を十分聞きます。それにもかかわらず、やはり違法性は否定できないということになると、正式な申入れ、そして場合によっては差止請求に進むと、そのような活動方針でやってきております。以上です。

升田座長 ありがとうございます。それでは、続きまして、消費者被害防止ネットワーク東海の方からお願いいたします。

消費者被害防止ネットワーク東海 消費者被害防止ネットワーク東海の理事・検討委員をしております弁護士の伊藤と申します。よろしく申し上げます。

当団体は、設立された当時はあいち消費者被害防止ネットワークといいまして、愛知県を中心に活動しておったのですけれども、相談なり情報が寄せられる範囲が広がっていったということで、昨年、消費者被害防止ネットワーク東海ということで、愛知、岐阜、三重、静岡を活動範囲ということで広げてきております。

まず、情報提供なのですけれども、初めのころはまだ団体の認知度が低いということで、なかなか情報が集まりませんでした。そのため、団体に参加している検討委員が相談を受けた事例で、相談者の方から承諾を得て検討するという形で進めておりましたけれども、最近は認知度の高まりによって、直接消費者の方から、これは問題ではないか、自分は被害に遭ったけれども、今後同じような被害が起こらないように、ぜひ申入れをしてほしいという形で情報提供が寄せられる例が増えてきているなど感じております。

情報提供後の手続きにつきましては、24ページに記載させていただきましたとおり、検討委員会で検討した上で、やはり理事会の審議を経まして申入れに至るというのは、ほかの団体と同じかと思えます。当団体はそれほど大きな規模ではございませんので、検討委員会のメンバー全員で全案件について、毎月1回集まりまして、1回当たり2時間から3時間をかけて、10件から12件ぐらい、いつも並行して検討しているという状況になります。

事業者に対して申入れを行ったり、また、申入れ後の協議において、事業者からの回答に対する当方の見解の書面など、対外的に発信する書面につきましては、いずれも検討委員会の審議、その次に理事会の審議ということで、必ずその手続を経て、申入れないし発送するという方法にしております。

また、事案を終了させるのか、訴訟に至るのか、どういう形で終わらせるのかということにつきましても、全て理事会の決裁を得るという形になっております。

当団体につきましては、全案件について、検討部門の全員で、また理事会メンバー全員で見るという形になっておりますけれども、同種の事案に関しましては、起案を担当する弁護士がやるという形で、自然に内部で専門化が進んでいるという形になっております。

検討委員会で、これは申入れ相当だということで理事会に上げた場合でも、理事会でその字句や内容についての修正を求められることもありますけれども、そもそもこ

の申入れをすること自体がどうだということで差戻しになって、申入れに至らなかったという事例もございます。

あるいは、検討委員会では、どうしても消費者契約法に照らしてどうだということで、純粋に法的にどうだという部分で見えてしまうのですが、理事会に行きますと、一般の消費者の方も理事として入っておられまして、また事業を経験した方もおられますので、そういう方々の観点で、この条項はこういう趣旨で書いてあるので、それなりに合理性があるのではないかと、消費者にとってもメリットがあるのではないかとという意見をいただいて、申入れはしないという結果になることもたまにあります。大体、そのような形で活動しております。以上です。

升田座長 ありがとうございます。最後になりましたけれども、消費者支援機構福岡の方からお願いいたします。

消費者支援機構福岡 消費者支援機構福岡の理事長をしております朝見でございます。

私どもは、11団体の中で最も新しいといえますか、若い団体でございます、活動経験が1年半程度でございます。

差止業務に関しては、アンケートというのでしょうか、資料30ページの(4)のところで記載しておりますので、書面記載のとおり陳述いたしますということで、大まかなところはこれまでの団体とほぼ同じだと思います。

なお、私どものところでは、専門部会を設けております。これが十数名、正確には人数を把握してまいりませんでしたけれども、14～15名で構成されております。弁護士、司法書士、相談員。そこでまず検討をいたします。

端緒情報は電話相談と、それから、各相談員、あるいは弁護士等が個別に持ってきた情報で、電話相談につきましては、案件としていけそうだというものをそれぞれの担当者から専門部会に上げるという形になります。そして、専門部会で検討して、さらに対応が必要であるという場合には、検討チームを設けます。現在、7つないし8つ検討チームを設けております。それぞれ4～5名の者が中心になって検討いたしまして、専門部会にその結果を上げる。そして専門部会から理事会に上げるというシステムをとっております。

その中で我々が一番注意をしておりますのは、利害関係を有する者が出る場合がありますので、これを非常に注意をして、利害関係のある委員、理事等は当該案件からは排除するというように、まず1つ、注意をしております。

それと、検討委員会から専門部会に上がります。専門部会で、これ以上の対応は必要ないでしょうねという事例でも、案件の結果及び内容については理事会に報告をいたしまして、これはもう少し検討すべきではないかということで差し戻すという場合もございます。そして、対外的に問合せ等を行う場合には、必ず理事会の議決を経て行うというシステムをとっております。以上でございます。

升田座長 ありがとうございます。

非常に短い時間でいろいろ工夫をいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、早速、委員の方からの御質問を受けたいと思いますが、もう既に前回以来お出しいただいた質問事項につきましては、書面及び、今日口頭でお話しいただきました中に含まれていると思いますので、それを前提に御質問いただきたいと思いますのですが、もし意見にわたる部分がありましたら、それは次回以降、検討いただくという段階で御意見いただければよかろうと思いますので、きょうはせっかく貴重な機会ですので、ヒアリングということですので、特に団体の関係の方から、本日ぜひ聞きたいと、書いていない、あるいは今日御説明なかった部分について、御質問があれば承りたいと思います。

ご覧いただきますように、質問事項は大きく分けまして、差止請求、組織体制、その他、3つに分かれておりますけれども、いずれも関連するといえれば関連しますので、その3つにつきまして、あわせて御質問を承りたいと思います。

ご覧いただきますように、10の団体の方がおられますので、10の団体の方にそれぞれ同じ事項を聞かれますと、これもまた大変なことになりますので、この方にぜひ伺いたいということで御指名をお願いして、質問の内容も簡潔に、私のしゃべっている内容の方が長そうな気もするのですけれども、ぜひそういうことで進めてまいりたいと思います。

それでは、どうぞ、委員の方で御質問がございましたら、お願いいたします。

大高委員 大高でございます。第1回の検討会を所用で欠席をいたしまして、大変失礼いたしました。書面で進行等について意見を申し上げたところ、いろいろ柔軟に御対応いただきまして、ありがとうございます。

まず、今回お作りいただいた資料は、現在の適格消費者団体の実情が非常によく理解できる資料となっております。前回の検討会からあまり時間がない中で、これだけのことをまとめていただいた消費者庁の事務方の方々、また適格消費者団体の方々の御努力に敬意を表したいと思います。

時間もありますので、大きくは2つ質問したいと思います。

まず1点目は、訴訟の経過等を見ますと、幾つかの事例では、訴訟を提起したけれども、すぐに和解で解決をされているというケースがありまして、私がざっと見たところで見ますと、消費者支援機構関西、埼玉、広島、ひょうご、東海辺りにそのような事案があったように、もしかすると漏れがあるかもしれませんが、こういった事例について、なぜ訴訟提起前の段階で話がつかなかったのか、ごく簡単に結構でございますので、その辺りの事情を教えていただければというのがまず1点。

もう一点は、先ほど東海の方から、検討グループで検討はするのだけれども、理事会で差し戻すこともあるというお話がございました。ある意味では慎重に審議をされている現れかと思えますけれども、ほかの団体でもこういったことはあり得るのかどうか、そういった御経験がある団体があれば、御回答いただければと思います。

関連して、そういった慎重な、今の理事会、検討グループみたいに分けてやるやり方について、時間がかかり過ぎてちょっと重いと思われているのか、むしろこれぐらいが適正だと思われているのか、そういった感想もつけ加えて教えていただけると幸いです。

升田座長 よろしゅうございますでしょうか。今、3つございましたけれども、3点目は後にさせていただいて、まず、和解されている事案があるけれども、事前に交渉の段階でまとまるということはなかったのかという御質問で、3団体ないし4団体が今、お話に出たと思いますけれども、この点、もし回答しても良いという方がございましたらお願いいたしますのですが。埼玉の方、どうぞ。

埼玉消費者被害をなくす会 簡潔に申し上げますと、事業者の方が適格消費者団体というのはどういうものを理解されていないというのが大きな原因としてあると思っています。ですので、訴訟になってびっくりして、真面目に対応していただけたというのが実態であると。そういうことなので、なくす会としての工夫としては、当会のパンフレットですとか、消費者庁が作っていただいている赤いA4の冊子ですとか、パンフレットをあわせて問合せ等のときから同封して、我々はどういう団体かというのを理解していただけるように努力をしております。以上です。

升田座長 ほかにはいかがでしょうか。関西の方、お願いいたします。

消費者支援機構関西 裁判では和解で終わっているけれども、なぜそこに至るまでになのかということでしたけれども、どういう経過かというのを1つ事例を言いますと、英会話教室の件ですけれども、当初、私どもも適格消費者団体でない段階での申入れ、改善を求める活動をやっていまして、そのときには全く連絡も返答もなかったというのがあります。その後、適格消費者団体になりまして、改めて申入れ等の活動を行いましたところ、こちらが改善を要求している内容はもう既にやっているのだ、徹底しているのだという御回答がありました。ですけれども、改めて情報収集してみますと、そうではなかったということがわかりまして、訴訟を提起したというところがあります。提起をしたところ、すぐに和解をしたいという意向が表明された。というのは、社会的に自社が不当なことをしているというのを知られてはまずいという判断があったのかと思います。それと、先ほど埼玉さんがおっしゃったように、制度自身があまり知られていないということも背景にあるのかと思います。

升田座長 では、広島の方。

消費者ネット広島 資料2-2の12ページのところに、消費者ネット広島の事例で和解が成立したという事例があるのですが、この実際のところを申し上げますと、先ほど埼玉の方もおっしゃったように、最初、申入れ、交渉などをしていたのですが、業者が、我々からするとあまり真摯に対応されないということがあったので、差止請求訴訟を起こそうということで、いわゆる法41条に定める事前請求書面というものをしました。そうすると、それを受けて対応しなければいけないと業者は思ったようで、

1週間たったところで裁判を起こして、記者会見をして事務所に帰ってくると、その事業者から条項を変更しましたという書類が届いていたということで、この事例では、事前請求書面を出したところでやっと業者に対応してもらったので、その後、訴訟が続いていったということがありました。

升田座長 どうもありがとうございました。第1点目はよろしゅうございますでしょうか。

それでは、第2点目ですけれども、先ほど東海の方から御指摘ありましたような事例がほかの団体の中であったかどうかという御質問かと思えますけれども、もし御意見ございましたら、お願いしたいと思えます。

どうぞ、日本の方。申し訳ありません、本当はフルネームでお呼びしなければいけないと思うのですけれども、時間的な都合、その他ありまして、簡略化させていただいております。

消費者機構日本 いえ、団体名も長いのですので、仕方ないと思えます。

理事会に提案をして、例えば、主張の内容が不十分ではないか、もしくは、契約書を全部見ていただきますので、ほかの契約条項についても差止請求をすべきではないかということで、その条項についても検討して申入れをしなかった経緯等を説明するのですけれども、もう少し検討するようというところで、差し戻して検討になった事案は過去幾つかございます。改めて提案をして認めていただいた事例ということになります。

升田座長 ほかの方はいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

先ほどの大高委員の3点目は、ちょっと一般的ですので、最後に、もし時間があればということにさせていただきたいと思えます。

ほかの委員の方はいかがでございましょうか。澤委員、どうぞ。

澤委員 本日はどうもありがとうございます。

今、大高先生から御指摘あったところにも関係するのですけれども、皆さん、大体3層構造をとられていて、検討グループ、検討委員会、理事会というような構造になっていると思うのです。その前に情報収集というのがあって、最後のところで訴訟に行くか、申入れをするかというレベルかと思うのです。それぞれの件数がどういうふうに推移して行って、どこで漏れているのかと。そのときに、例えば、さっき東海からお話いただいたような、検討グループまで行ったけれども、検討会議で、やはりやめたほうがいいのかという事案があったら、それがなぜなのかというのをお聞かせいただければと思っています。多分、今日お答えいただくのは難しいのかなとは思っているのですけれども、まず、その件数を把握されていらっしゃるのかなのか、そういった辺り、ちょっと伺いたいなと思えます。

すみません、あと3点ほどあるのですけれども、1つが、地域というところの軸で、皆さん、各地で活動されていらっしゃるのですけれども、中には地域的に関係のない

全国規模の案件とかもあるかなと。全国各地に地域の適格消費者団体がなければならぬと思われる理由などをお聞かせいただきたいと思います。

あと、それに関連して、全国でやるような案件を、それぞれの団体に御検討されると、重複もされるのかなと思っております。そういったときの情報共有みたいなものをどのようになさっていらっしゃるのかをお聞かせいただきたいと思います。

これはかなり素朴な疑問なのですが、会員の消費者団体の方がいらっしゃる、さらに適格消費者団体というものを作っていらっしゃるという形になっていると思っております。多分、京都と協会は違うと思うのですが、ほかのところは、もともとの消費者団体がいたところで作ったという形になっているのかなと思っております。別に作らなければならなかった理由、もともとの消費者団体がそのまま適格消費者団体にならなかった理由をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、協会の方なのですが、先ほど、訴訟の検討はしたけれども、やはり訴訟に至らなかったという案件が3件あるとおっしゃっていましたが、その理由をお聞かせいただければと思っております。

升田座長 今、5つ御質問になっているのですが、最後の質問は協会の方だけなのですが、ほかは皆さんに関係するとなると、とてもこの時間では処理できませんので、今から適宜、私の方で質問しますけれども、とりあえず一番はつきりしております最後の質問の協会の方で、今、御指摘がありました点でどうだったかという質問だと思うのですが、これはいかがでしょうか。

全国消費生活相談員協会 美容外科クリニックの差止請求のときなのですが、手術前のキャンセル料について、前日が80%、当日全額で、2週間前よりキャンセル料50%といったものを決めておりました。最終回答で実費という回答があったのですが、当協会では、その実費が妥当な金額なのか、それと、非常に不明確であるといったところで、それを訴訟として戦った方がいいのかどうかというところで、担当でない弁護士に3名ほどお願いして加わっていただいて、検討いたしました。事業者は実費とってきたということで、そこまでの回答が出ているとすると、不明というだけでは訴訟というのはちょっと無理ではないかということで、実費相当額、平均的な損害を超えないものとするということで、訴訟は起こさなかったという案件があります。

それと、探偵の契約に対してなのですが、契約をして、着手前であれば調査料の20%で、着手した後は100%、何かに入ったら100%が解約料だといったような事案に関して、最終的に、申入れの結果の回答が、契約当事者は調査終了に至るまでの間、いつでも解除することができる、解除された場合、契約当事者は探偵業者の処理の程度に応じて調査料を支払うものとするという内容に変わったのです。非常にわかりにくいということだったので、結果的にこの文章自体は法律にのっとった文章だということで、不明、わかりにくいといったことだけでは、そこから裁判をすると

いうのは不可能ではないかということです。

今、1件検討しております事案につきましては、検討中なので、報告は控えさせていただきます。

升田座長 ありがとうございます。

4番目の御質問は、幾つかの団体につきまして、平たく言いますと、成り立ちはどうなのだという御質問なのですけれども、今回の検討会の趣旨を踏まえ、お答えにくいところもあろうかと思しますので、これはカットさせていただきたいと思います。

その前2つの、各団体の方がそれぞれ地域性をお持ちであるわけですが、今回、新たな制度ができたときに、全国的な、地域だけで起きるわけではないわけなのですけれども、そういった問題について、どうお考えなのかという問題と、それから、もう一つは、複数の団体がおられるわけなのですけれども、全国規模の事件が起きたときに、どこかで集約するのか、それぞれのところでおやりになるかという問題のほかに、仮にそれぞれがおやりになるとして、情報をどうやって共有するようしておられるのか、そういう体制があるのかという御質問かと思っておりますけれども、これはそれぞれの方に関係するかと思うのですけれども、もし説明してもいいという方がおられましたら、お願いしたいと思います。どうぞ、京都の方。

京都消費者契約ネットワーク 京都の長野です。

実は、冠婚葬祭互助会の解約料の事件などは、京都と、今、福岡が裁判をやっています、どういうふうに情報共有をしているかといいますと、適格消費者団体に課せられている義務ですけれども、消費者契約法の23条4項に基づいて、訴えの提起、差止請求、それから、これは適格消費者団体の判断によりますけれども、攻撃防御方法の準備書面であるとか、証拠であるとか、全て消費者庁と他の適格消費者団体に通知・報告を行います。これはウェブサイトに掲載することによってその義務が果たされるとなっているわけですけれども、そういった形で、全て、訴訟資料等については、期日後しばらくして情報共有がされるようになっております。

また、適格消費者団体連絡協議会を半年に1回行って情報共有しておりますけれども、その中でも定期的に議論をしております。

そして、各地域に必要な理由は、京都などは賃貸借契約の問題で京都特有の問題がかなりありますし、冠婚葬祭互助会の問題なども、適格消費者団体のない地域の相談員から当ネットワークに、うちは適格消費者団体がないので、どうしたらいいのでしょうかというような相談が来たりしますので、本当に各地域、各地域に適格消費者団体、特定適格消費者団体は必要だというのは、普段の活動をやっていて痛感しております。以上です。

澤委員 少しだけ補足させていただいていいですか。

升田座長 どうぞ。

澤委員 恐らく訴訟提起後は法律上の共有の話があると思うのですけれども、提起の前

の検討段階においての情報共有みたいなあたりもお聞かせいただければと思っております。

升田座長 その前に、今、おっしゃったような、定期的な、一般的な情報交換といえますか、共有の問題と、個別事案についての情報提供、交換の問題がありますけれども、今の御質問は恐らく個別の事案を前提にしたということでお考えいただいていると思いますので、よろしく願いいたします。

消費者支援ネット北海道 京都の補足になりますけれども、個別事案、それから、訴え提起前にも、消費者庁のウェブサイトの、要するにグループウェアみたいなものがあるのですけれども、そこで情報を上げておりますので、申入れ、質問など、事業者に対するアプローチをする都度、その情報は共有することになっております。それは実際にネット上にあるというだけではなくて、我々が検討するときも、他団体はこの事業者に対して、あるいは類似の事業者に対して、どのような申入れをしているか、あるいは質問事項があるかということを確認して、それを参考にした上で活動いたしますので、その意味では十分な情報共有をやっていると思っております。

澤委員の御質問にある地域性の話について、私たちは北海道唯一の団体でありまして、北海道には地方裁判所が4つあるのです。ですから、本当であれば札幌地裁以外にもいろいろ手を伸ばしていく必要があるのですけれども、残念ながら札幌地裁でしか訴えを提起したことはありません。

資料2-2の32ページには、最近訴えを提起したテイクアンドギヴ・ニーズという、結婚式場の事業者の案件があります。この事業者は、本社が東京にあるのです。したがって、東京の団体がやっていただくことも考えられますが、この事業者の札幌の結婚式場での約款について、不当条項があるのではないかとということで訴えを提起しています。不当条項によって契約をした場所が管轄となっておりますので、その場所で契約をした消費者の情報を受けて、それを是正するという必要もそこで迫られますので、そうしますと、やはり全国的に展開している事業者を相手にする訴訟でも、地方に原告団体が存在する意義があるのです。本来ならば、全国全ての地裁所在地に適格消費者団体があるのが理想なのですけれども、少なくとも北海道に1つとか、そういうことが必要になると思います。同じことは特定適格消費者団体となった場合も、差し止めだけではなくて、管轄の関係では、消費者に対する義務履行地に管轄があるとなっておりますので、その点でも空白区はなるべく少ない方がいいと、このように考えているところです。

升田座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、東海の方。

消費者被害防止ネットワーク東海 地域にあった方がいいと考えているのは、今、発言があった団体と同じです。特に差止請求の場合は、条項についての不当性を争うという形ですので、個々の消費者は相手にしませんけれども、特定適格消費者団体として本制度を担おうということになりますと、個々の消費者から授權を受けなければいけ

ないこととなります。そうしますと、授権をするための手続として、団体に出向いてやるのかどうか、それは今後の話ですけれども、全国的な被害の事例であっても、消費者の方が住んでいる地域に団体があれば、その授権とそのほかに伴う費用も軽減されます。特に被害が少額の場合などですと、消費者の手元に返される金額もその分、確保できるということで、意義があるのかなと思っております。

あと、2段階目の手続に入ってから消費者が参加するという形になりますけれども、そのような裁判が行われて、参加もできますよということを通知・公告をするという段階で、一応、法律上は、通知・公告は、個別に知れたる消費者に対して通知をする、また、各団体がホームページに掲載するなどして公告をすることが想定されておりますけれども、それだけではなくて、地元のマスコミ報道だとか、あるいは自治体による広報、また消費生活相談員さんたちからの広報、そういったことで、地元にあることによって、広く地元の住民の方に知っていただくことができる。特定適格消費者団体というものがあるのだということも広く認知してもらえる。まさに地元で認知してもらえるということがありますので、地元に関係があることの意義は大きいかなと思っております。以上です。

升田座長 ありがとうございます。どうぞ、日本の方。

消費者機構日本 関連して各地にある必要性ということなのですけれども、差止請求の業務にせよ、この後の被害回復の業務にせよ、都道府県といった単位、もしくは政令指定都市といった単位の消費生活センターとの連携というのは非常に重要になると思います。そういう意味では、当事者はやはり近くにおいて、信頼関係を築いていけるということが非常に大切ではないかと思えます。

それと、この制度は、適格消費者団体、若しくは特定適格消費者団体が主体性を持ってきちんと活動しないと成り立たない制度なのですが、主体的に活動していただける法律専門家、消費生活の専門家が各地に団体を自ら作るということ自体、大変なのですけれども、そのことが地域で消費者保護、消費者の利益を生むために活動するという方々のネットワーク、層を厚くしているなというのが、この制度ができてからの実感でして、そういった長期的な目で見ても、各地に関係があるということは非常にいいことではないかと思っております。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、福岡の方。

消費者支援機構福岡 地域性の点について申し上げますと、全国規模で事業展開をしている事業者でありましても、例えば、今、私ども福岡でやっております有料老人ホームとは全国展開をしておりますけれども、施設ごとの契約が問題になるわけですね。そうすると、福岡の施設の契約、しかも福岡市内に3つも4つも施設を持っている場合には、全部がばらばらなわけで、今、扱っているのはそのうちの1件です。全国的な事業者であっても、問題となる契約というのは極めて地域性の高いものになる可能性が大きいという意味では、やはり各地に関係があることの意義は大

きいと思います。

升田座長 そのほか、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、澤委員の最初の質問ですけれども、内部の検討段階が3つあると。それぞれの段階ごとに件数はどう推移するのか、大体、こんな質問かと思えますけれども、この点、もし答えてもいいということがございましたら、お願いしたいのですけれども、どうぞ、東海の方。

消費者被害防止ネットワーク東海 今日、件数を数えてきました。情報提供を寄せられた件数からの推移というところまでは把握できなかったのですけれども、情報提供があつて、検討委員会で検討を始めた案件について、事務局で、これは個別の相談者の方の事情の事件だからということで、ほかの機関を紹介したり、そういった形で振り分けをするということがありまして、事務局に来た情報から検討委員の段階に上がつて、検討委員で検討を始めた事例からの推移になりますけれども、当団体では、これは認定前になりますけれども、平成21年の7月から平成26年の6月4日、本日まで、約5年間で、検討委員会で検討した案件が65件ございます。そのうち申入れに至った事例は28件です。さらに訴訟に至った事例は1件という推移をたどっております。以上です。

升田座長 ありがとうございます。どうぞ、埼玉の方。

埼玉消費者被害をなくす会 2013年度のまとめをしているところなのですけれども、それによりますと、問合せと申入れは、10事業者に対して延べ18件、それから、41条書面は3社にお送りして、そこで改善が図られて、訴訟は2013年度はゼロ件でしたというのが数字です。感覚としては、9割方が問合せ、申入れの間のやりとりで大体改善をしていただけて、1割ぐらいが41条の書面、訴訟となるのかなという感じです。

升田座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでございましょうか。どうぞ、協会の方。

全国消費生活相談員協会 今回の質問書の7番のところに苦労している点と書いたのですが、実際に「消費者被害メール便」というところに寄せられた検討事案的には、今年度は21件でした。大体、例年30件ぐらい寄せられるのですけれども、その中で検討した事案が6件です。これは最初のグループの段階で専門検討委員と相談員が入って検討しました。6件を詳細に検討した結果、最終的に差止めに至ったのは1件なのですけれども、その6件はどういう検討をしたかというところ、やはり消費者契約法にのっかってどうかとか、この事案は差止請求ができる事案かといったところで検討しました。

私どもの協会のホームページに全事案が載っておりますので、そういったものを見て、全く自分の事案も同じだからということで寄せていただいて、契約書面なども送っていただいている方という場合などに検討はしたのですけれども、同じスポーツクラブ関係でも、説明不足だったり、事業者の対応が悪かったりといったことであつて、

勧誘の問題であったり、不当な表示の問題であったり、不当条項があることはあるのですが、本来の契約にかかわるようなところまでではないのではないかとといったことで、その段階で理事会にかけるまでになっていないというのが6件のうちの5件という形です。それは「被害メール便」ですが、そのほかに「週末電話相談」の事案についても、勉強会において2～3件ずつかけておりますので、そういうものが、検討の結果、上がっていかないということになります。

升田座長 ありがとうございます。それでは、ほかの委員の方、小浦委員、どうぞ。

小浦委員 きょうはありがとうございます。

また違う観点で、検討会、理事会を通して差止めの申入れをされているということですが、その場合、事業者側から、濫訴というか、不当な申入れではないかと誤解をされたという経験をされた団体がございましたら、その経験と、そのときの対応をどのようにされたかをお聞きしたいと思います。

升田座長 御質問は、訴訟になれば濫訴の主張があったと。それから、申入れをしたときに不当な申入れがあったという御経験のあるところは、そういった経験をお話いただければという質問かと思っておりますので、どうぞ、どなたからでも。広島の方、どうぞ。

消費者ネット広島 あるキャンセル料の問題について、被害者の方から情報提供を受けました。検討委員会で検討して、これは約款に問題があるのではないかと申入れをしました。一方で、消費者の方は消費者で、事業者とキャンセル料返金の交渉をしていたわけですね。消費者の方が、消費者ネット広島にも話をしているのだということ、その事業者と相対する中でおっしゃったようなのです。そうすると、事業者の側の弁護士からの回答で、あなたたち消費者ネット広島、適格消費者団体というのは、不特定多数の消費者のためにやるものではないか、一個人のためにやるというのは適格消費者団体の任務を超えているのではないですか、所轄官庁に申し出ますよというような、よくわからない回答があったのです。私などは、こんなわけのわからない回答は怒って反論すればいいのではないかと思いますけれども、検討委員長は、違いますよ、個人は個人でやられて、うちの消費者ネット広島は、適格消費者団体として約款を申入れしているのですよと回答したら、相手方の代理人弁護士からは、その回答でわかりましたという回答があったということがありました。

升田座長 ほかの方はいかがでしょうか。そうすると、現時点では、そういうことで厳しい状況になったことはないという御経験だと伺ってよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方、いかがでございましょうか。では、三木委員、どうぞ。

三木委員 今日はありがとうございます。たくさん資料をいただき、ありがとうございます。

今の質問とも関連するのかわからないのですが、相手方の事業者が、特に中小企

業であった場合などに、何か問題が起こったことがあるのかどうか。

あと、いろいろ見させていただいたら、消費者被害防止ネットワーク東海さんなども書かれているのですが、差止請求の際などに、事業者が資料の開示に一切応じないケースが結構あると思うのですが、その反対に、適格消費者団体から申入れの際に、好意的に対応してくれるような事業者があったのかどうか。

あと、もう一点は、仮に団体として認知した件数のうちに、事業者への申入れに至った件数とか、訴訟提起に至る件数の割合がどの程度なのかを教えていただければと思います。

升田座長 3番目は先ほどの議論に関連すると思いますので、1番目の中小企業を相手にされた場合に、困られた対応とか、何か特筆すべきものがあったかどうか、御経験がおありでしたら御説明いただきたいのと、2番目は、逆に企業の方で好意的な対応があったという事例があったら御説明いただきたいということなのですけれども、どちらでも構いません。どうぞ、北海道の方。

消費者支援ネット北海道 多分、基準などを作るときに参考になる話だと思うのですが、我々の交渉経過は大体公表するのですよね。公表しますと、企業としては、問題がある企業だということでホームページに載ってしまう、これが困るではないかという対応をされることがあります。消費者庁に報告をし、最後には事業報告が消費者庁のホームページに載るということもありますし、我々の活動が透明なものでなければならぬ。それによって適正を担保しておりますから、交渉経過も含めて、公表できるものはなるべく公表したいと考えています。そうすると、話がまとまったときには公表をやめてくれるのですかと言われることが時々あります。最終的に解決をしたという事例としては残りますと言うのですけれども、その点がちょっと感覚が違って、なるべく早く削除してほしいと、こういう申入れを受けることはあります。これは対応に困る件ですね。

逆に良い反応としては、我々がアンケートをとって事業者の情報提供を呼びかけるときに、積極的に提供してくださる事業者は非常にいっぱいあります。中には、約款のコンプライアンスチェックを我々にしてもらおうという意図で積極的に応じてられる方もおられるみたいで、それを突き詰めていうと、誰のために活動しているのかよくわからなくなるということもあるのですけれども、その意味では、適正に事業を行おうという事業者の方が、あからさまに敵対的な関係で終始するということは比較的ないと我々としては思っているところです。

升田座長 すみません、ちょっと補足的によろしいですか。今の示談、和解を公表しておられる期間とかは決めておられるのですか。それとも永久にという。

消費者支援ネット北海道 そこも、最初は永久にかなと思っていたのですが、消費者庁に報告をして、消費者庁で公表するというのはそちらの問題で、こちらではタッチできないのと、それから、認定更新のときの縦覧に付す書類に出るというのもしろうが

ないですね。それ以外にホームページに載せているものに関しては、今のところ、年に1回の事業報告に取りまとめた後は、それまでの経過の生資料は削除しようかという方向で検討しているところなのです。交渉により不当条項の是正が行われた企業の名前で検索をすると、企業のホームページよりもこっちが先に出てしまうことがあって困るといわれておりますので、そこはもう少し工夫が必要なところだろうと考えているところです。

升田座長 ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。どうぞ、関西の方。

消費者支援機構関西 中小企業の方などで資料開示に応じないケースがあるかどうかという話ですけれども、同じような事業なり、商売の方法でやられているところが業界でわかっておられるのでしょうけれども、なぜうちなのかといわれる場合がありますね。これも先ほどの制度の周知というものの関係かなとも思います。

それから、よい対応事例があったかということでしたけれども、まず、制度を知られていなくて、適格消費者団体がどういうところかをあまり御存じないわけですけれども、問合せなり、協議なりを重ねていきますと、制度、ああ、そういうものかと、法律、ああ、そういうことでやっているのだなというのは御理解いただいて、逆にその協議の過程では、最終版の方では、ほかにもお気づきのところはないですかとおっしゃって、例えば、その事業者では、その場にいたメンバーの方たちが、契約書の複写のものがあありますね。複写のものだと色が薄いのですね。そうすると、色が薄くて、契約者の方には残らないということ、読みにくいということがあって、それを改善されるということがありました。ですから、制度を理解されたら、どちらにも非常にいいものではないのかなと思います。

升田座長 ほかの方はいかがでしょうか。どうぞ、協会の方。

全国消費生活相談員協会 私どもの団体では、一番初めから、申入れの段階から全て公表しますということが一番下につけて、申入れを行っているところなのですけれども、結婚式場の会社で、いつまでも載っているというのはイメージがよくないといったようなお問合せがあって、それを検討した結果、やはり一定期間で削除するというのでいいのではないかということになりましたので、一定期間載せてということ、今、決めている最中です。

ですけれども、国民生活センターのPIO-NETなのですが、差止請求に関しては、差止めを補完するという意味合いから情報提供いただけるのですけれども、その後、その事業者の苦情があるかないかといったことは、情報提供はいただけませんので、最終的にその事業者に、今までの改善、改定されたもので事業を行って行って、現状、何も問題ないですねといったことを確認してということになりますので、そこら辺は少し弱いかなというところはあるのですが、一定期間としております。

升田座長 ありがとうございます。どうぞ、日本の方。

消費者機構日本 適格消費者団体の情報の公表につきましては、消費者契約法で努力義

務規定がございまして、要は消費者の被害救済に資するという趣旨で公表するわけですね。つまり、差止めで約款が是正された。そうすると、是正される以前の契約者は自ら被害を回復しないといけないこととなりますので、その情報として、参考になるように公表するという趣旨かと思えます。そういう意味で、被害救済に活用していただけた実質的な期間ということを考えて掲載期間は決める必要があるのかなということで、私どもは削除する時期はまだ特段決めていませんけれども、一定の長期期間にならざるを得ないかなという印象を持っています。

升田座長 ありがとうございます。それでは、榎本委員、どうぞ。

榎本委員 今日は資料をいろいろまとめていただいて、ありがとうございます。

座長から質問の対象者を絞るよという御趣旨でございましたので、まず、ひょうごさんになるのだと思うのですけれども、現状の認定・監督についても屋上屋を架すような、あるいは合理性の疑いがある規定等々があるという御指摘をいただいているのですが、具体的にどのような部分なのかというのを御教示いただきたいのと、あと、さっと拝見いたしますと、体制の整備ですね、特定認定を受けるための体制の整備、拡充が必要であるということに危惧されている団体が多いと思うのです。その中でも、京都の長野先生にお伺いいたしますが、開店日といいますか、開庁日というのですか、限られているという中で、弁護士会等々と連携していけば必要な体制をとれるのではないかと御指摘をいただいていると思うのですが、具体的にどういう体制を築いていけば、このガイドラインに盛り込むとしても評価に値するものなのかというところを御教示いただきたいと思っております。

升田座長 それでは、まず、ひょうごの方からお願いいたします。

ひょうご消費者ネット ひょうごですが、「屋上屋を架すような」という表現について、執筆者に確認をしてみませんでしたので、具体的に何かというのがよくわかりません。申し訳ございません。また尋ねておきます。

升田座長 京都の方、お願いしたいと思えます。

京都消費者契約ネットワーク 体制整備の関係なのですけれども、現在、京都では、事務局が出勤して、業務をしているというのは週3日です。あとは留守番電話、メール等で受付等を行っているわけなのですけれども、特定適格消費者団体になった場合には、個別消費者からの対応をしなければいけないものですから、そこを拡充する必要はあるだろうとは思っております。

ただ、今後、特定適格消費者団体がやっていく活動というのは、今まで大規模な消費者事件で行ってきた弁護団の事務局のような活動とイメージがかぶるところがあると思うのですけれども、従前、何百人とか、多い事件では何千人規模の消費者事件の弁護団の体制というのは、弁護士の事務局、足りない場合には臨時でアルバイトを雇って、とにかくその弁護団の事務局が必要な場合に拡充して、そこで集中的に対応していくという手法が今までとられてきたわけです。そういった大量消費者事件の弁護

団事務局の経験が我々消費者弁護士の世界にはありますし、それに加えて弁護士は破産管財業務をやっておりますので、大量の債権者を相手に分配する破産管財業務は、今回の消費者への分配業務とかぶってくるところがあります。要は、弁護士が今まで行ってきた管財業務であるとか、大量消費者事件での弁護団の事務局業務であるとかのノウハウがある部分がありますので、そこと適切に連携をとっていくことによって、特定適格消費者団体の業務はうまくカバーできる可能性があります。

しかも、それをずっと使うのであれば、ずっと維持すればいいのですけれども、弁護団の事務局などでも、本当に必要になってくるのは、消費者の受付をやって分配するという、割と時期的に限られた時期に大量の事務が必要な場合が結構ありますので、それをずっと抱えておくというのはなかなか経済的にしんどいと思います。そういうことから、例えば、法律事務所であるとか、法律事務所が所属している弁護士会の消費者保護委員会であるとか、そういったところと適切に連携をとることによって、この事務を適時に処理していくことが可能になるのではないかと思います。1万人相手の消費者に対応できる事務局をずっと恒常的に作っておかなければ、特定適格消費者団体を認めないといわれると、ほとんどそれができるところはないのではないかと思います。そういう厳しい基準でなくても、適時適切に工夫することによって、特定適格消費者団体の被害回復関係業務はできるのではないかという趣旨です。

升田座長 どうぞ、大河内委員。

大河内委員 きょうはどうもありがとうございました。

少しだけ関連があるのでお聞きしたいのですけれど、現在、適格消費者団体として活動していらっしゃるって、監督下にあるわけですが、今の監督の在り方に関して、ガイドラインの内容も含めて、何か、こんな改善をしてほしいとか、私は、皆さんの資料を読んでみても、財政的に大変厳しいと思っておりますので、そのあたりに関しても何か改善してほしい点があればお聞きしたいと思います。特にどなたかということはないのですけれど、いかがでしょうか。

升田座長 今、監督の在り方といいますか、それから、現在あるガイドラインの内容について、問題点その他、この際、何か言っておきたいことがありましたら、お願いしたいということですが、どなたかございましたら。どうぞ、北海道の方。

消費者支援ネット北海道 ガイドラインの項目に直接結びつくかどうかあれなのですが、我々の団体は全てNPO又はかつての社団法人でありまして、その設立の際の書類があります。それから、税務署に公益的な活動をしているということも認定を受けている。さらには、適格消費者団体としての認定を受けるときも、ほぼ同じ書類を出します。その上、更に特定適格消費者団体としての認定を受けるとなりますと、同じ書類を4回出すということになります。いずれも趣旨は似たようなものですから、重複はなるべくしない方がいいのではないかと考えておりますし、エコの時代でありますから、電子申請といいますか、なるべく電子媒体で提供できた方が、消費者庁も縦覧に回す

ときにいちいちスキャナーで読み取るとか、そういうことをしなくていいのではないかと、かねがね思っているのですが、その辺り、申請の業務が効率的にできるようなやり方を考えていただくと大変ありがたいと考えております。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、日本の方。

消費者機構日本 これは法定されている事項ですので簡単な話ではないことはわかりつつなのですけれども、更新の期間が今、3年となっています。初回の更新については団体の実情を見るということで3年でも差し支えないというか、その方が望ましいかと思うのですが、2回目の更新からは5年程度にさせていただくと非常にありがたいと思います。日常的に消費者庁に事業報告をしておりますし、年度でも報告をしておりますので、その活動の状況を踏まえて5年程度としていただくと、事務負担は一定軽くなると思っております。

升田座長 そのほか、いかがでございましょうか。いろいろお気持ちあろうかと思えますけれども、別途いろいろな機会もあろうかと思えますので、適宜お願いしたいと思いますが、委員の方から、そのほかに。川口委員、どうぞ。

川口委員 今日はどうもありがとうございます。

私は多分、会計の専門ということで呼ばれていると思います。その観点から若干質問をさせていただきたいと思えます。実際に訴訟が提起されました場合に、訴訟の実費の支払の問題とか、それを消費者の方から事前に徴収するのか、立替えをしていたのかという問題とか、最終的に成果があった場合には、先ほど京都の方がおっしゃったように分配の問題が出てくると思うのですけれども、その辺の資金の管理というのは、通常、弁護士が代理になって受ける場合と、皆さん方がされる場合に何か違った点があるのかどうかについて、若干伺っておきたいと思うのです。

升田座長 どうぞ。

加納課長 まず、制度の一般論で御説明申し上げますと、現行の差止制度は団体が自分で、この事案は契約条項がおかしいと判断するなりして訴訟を起こして、その際に裁判所に手数料を納めたり、あるいは弁護士に委任をする場合には、その弁護士に対して報酬を払うといったことはございますけれども、個々の消費者と直接何かやりとりするというのは、今の制度ではございませんので、それはないということになります。

今後、新しい特定適格消費者団体、まさに今回御検討いただく被害回復に関する業務につきましては、手続の後半の2段階目の手続と呼んでおりますけれども、個別の消費者から依頼を受けて、それぞれの団体が2段階目の手続をやるという際には、個々の消費者から一定の手数料をもらうなりということは想定しておりますけれども、御質問は、仮に新しい制度でということになりますでしょうか。

川口委員 現行ではまだそういうことはないということですね。

加納課長 ございません。

川口委員 ありがとうございます。

升田座長 将来的なことは、多分、何らかのルールづくりがあると思いますし、現在でも、先ほど京都の方がおっしゃいました多数関係者の場合、預り金口座で厳密に管理しないと、弁護士の方の問題も生じてくるだろうと思いますので、いろいろなことは既に行われているということはありません。和田委員、どうぞ。

和田委員 今日は御説明どうもありがとうございました。

各団体の皆さんが非常に一生懸命に消費者被害の救済のために活動しておられることがこの書面からもよくわかりました。その中で今日お伺いしたかったのが、実際に差止請求の業務を行うということで、訴訟提起するということになる、結局、差止請求の業務を行うために、団体と弁護士の間で受任契約を結んでいるのではないかと思います。今、拝見していると各団体の理事などの運営に携わっている弁護士の方もいらっしゃるし、差止請求するかどうかの検討段階で参加しておられる弁護士の方もいらっしゃいますが、この点、依頼を受けていただく受任弁護士が理事の中から選ばれることがあるのかどうか、あるいは検討組織に参加しておられる方が受任されることもあり得るのか、あるいはそれ以外の第三者の弁護士がちゃんと出てくるのかというのをまずお伺いしたいと思います。また、検討組織の方はプロボノで参加しておられるのだと思うのですが、理事の方が受任されることについて、何らかの内部的に調整するような規定ですとか、こういう場合には受けてはいけませんとか、そういうルールがあるのかどうか。利益相反のところともちょっと関係するのですが、まずは受任弁護士が理事の中から出ているか、検討組織から出ているのか、それ以外の方にお願いできているのかということをお教えいただきたいと思います。

升田座長 御質問は、理事は基本的に利害関係がありそうだという気もしますが、そこはどうなっているのか。どういう弁護士が受任しておられるのか。その場合に、理事の方が受任しておられる、あるいは決めておられるとすれば、何らかのルールがあるのかどうかという点だと思います。どなたからでもお願いいたします。どうぞ、福岡の方。

消費者支援機構福岡 私どものところでは、現在2件の訴訟を提起しております。この代理人につきましては、理事である弁護士全員、それから、当該事案にかかわっている検討部会の弁護士全員が代理人として名前を連ねております。利害関係の問題については、当初から、審議自体のものととのところから外れておりますので、利害関係のある弁護士が代理人になることはあり得ないと考えております。

それから、外注すべきではないか、内部でやるのはどうかという御議論もあろうかと思いますが、外注できるだけの金がありません。ですから、私どもが受任していても、理事は無報酬です。それから、検討部会で現実に訴訟を担当しておられる弁護士に、お1人5万円の報酬をお支払いしている。それだけです。ですから、一般的に外注をするということは財政的に不可能といって過言ではないと思います。以上です。

升田座長 すみません、ちょっと関連して、それはルール化されているのでしょうか。

それとも実際の運用でということなのでしょう。

消費者支援機構福岡 現在のところ、特にルールという形で規定化はしていません。

現在、これでとりあえず運用してみようということでやっております。

升田座長 どうもありがとうございました。

ほかの団体の方、いかがでございましょうか。実際に訴訟をおやりになったところ
があたりだと思います。日本の方、どうぞ。

消費者機構日本 私どもも、検討委員会、ワーキンググループ等で事案の検討を十分や
ってきた方に基本的には弁護団に入っていていただく、受任していただくということでや
っております。さらに、その上で、弁護団を形成する際には、そういった事案に関
心のある会員の弁護士にお呼びかけをして参加をしていただくこととなります。もち
ろん受任する場合には受任者の名簿を出しまして、理事会で確認するという手続は踏
みますが、その中で理事が含まれることは実際にありますし、理事の中で複数の弁護
士が弁護団に参加して活動もしていただいているという状況です。

報酬につきましては、弁護団トータルに対して、着手金が50万円、成功報酬が50万
円という内規を持っておりまして、それを分配していただくということですので、1
人1人にすると非常に低額になります。今のところ、2件の訴訟については、平均10
人ぐらいの弁護団になっております。

升田座長 ありがとうございました。そのほか、いかがでございましょうか。どうぞ、
京都の方。

京都消費者契約ネットワーク 京都も検討グループ員、それから、理事の者が代理にな
っている事例はあります。検討グループ員の者がなっていないと、かなり専門
的な検討を行っているものですから、また別の弁護士にということになると、なかな
か難しいのと、費用がなかなか工面できないという点があります。

現時点で我々が10件近く行っている訴訟の中で、弁護団に依頼しているのですけれ
ども、大体5人から10人ぐらいの弁護士に担当してもらっていますが、報酬は消費者
支援基金という補助制度があったときは、1件当たり50万円を払っていました。です
から、10人で割ると1人5万円。携帯電話の事件などは、KDDIとソフトバンクとドコ
モと3つ合わせて50万円ですので、1件当たり16万円とかで、そうすると、1回当
たりの口頭弁論でいったら、多分、何千円とか何百円という話になってしまうような
ことで、ほとんどボランティアに近い形でやっています。ですので、現時点では、むし
ろ本当にお願いしてやってもらっているような状況でして、実際、払えなくて、ボラ
ンティアでやってくださいということで、ただでやってもらっている事件もあります
ので、そういった実情です。差止請求関係業務は全くペイしない事業ですので、そこ
を意気を感じてやってもらっているような状況です。

升田座長 ほかにいかがですか。どうぞ、埼玉の方。

埼玉消費者被害をなくす会 埼玉も今までの報告と同様で、18ページの(2)に詳しく

書いてございますけれども、理事、検討委員で担当された方がその訴訟について実施していくということです。

それから、利益相反については、そういう方は検討の段階から外れておりますので、そのメンバーに加わることはないというのは福岡の説明と同じです。

それから、今、京都からもありましたけれども、消費者支援基金で最初、50数万ありましたけれども、それを1つの基準として運営していたのですけれども、それだと会の財政がもたないということで、この数字のように少し値切ってやっていただいているということでございます。以上です。

升田座長 ほかにいかがでございましょうか。どうぞ、ひょうごの方。

ひょうご消費者ネット ひょうごも全く同じでございまして、検討グループに参加していただいた弁護士がそのまま弁護団の長になることが多いでございます。それはやはり事案の問題の本質がわかっているという点と、費用の捻出ができないという2点に理由があります。利害関係については、最初からチェックしてあります。以上です。

升田座長 どうぞ、和田委員。

和田委員 すみません、お話を伺っていて、私の言葉が足らなかったことに気がついたのでございますけれども、もちろん、今の差止請求訴訟などで、訴訟費用、弁護士費用も含めて回収する手段がないので、各団体、非常に限られた費用の中で、ほとんど皆さんボランティアということで御努力されていると理解しております。もっとも、これが損害賠償訴訟ということになりますと、さまざまな手続費用、場合によっては2段階目で参加してこられる皆さんから報酬をいただけることになるとすると、また状況が違ってくるかなと思います。それもあって、あえて理事と検討組織と分けてお聞きしたのは、理事の方はその団体の経営にかかわる理事者であって、その理事者本人と受任者が同じになるというところで利益相反が生じるおそれはないのかということでお尋ねさせていただきました。その点について、重ねてで恐縮でございますが、お伺いしたいと思います。

加納課長 和田委員の御指摘でございますけれども、まず、理事ないし検討委員会に参加していた弁護士が団体の訴訟代理人になることは、現行制度では特に禁ずるとはしておらないところでございます。その理由としましては、先ほど来、団体の方からも似たような御説明がありましたけれども、その事案をずっと分析、検討していった、そのまま訴訟提起に至るということになりますと、当初から事案を見ている弁護士が訴訟代理になって訴訟請求をするというのが、団体にとって非常に便利であることに加えまして、組織の理事ないし検討委員である弁護士が代理になったとしましても、それ自体をもって特段、濫訴であるとか、不適正な行使というおそれが直ちに発生するとは考えにくいのではないかと考えたところにあります。

ただ、むしろ、和田委員の御指摘は、例えば、理事である弁護士が訴訟代理になって報酬を受けるとなりますと、団体の財産を食い物にして、理事たる弁護士が訴訟代

理人として法外な報酬を受け取ってというような弊害があるという、そこでの利益相反ということが問題意識であるかなとお聞きをいたしました。

今、団体の方から利害相反という形で御説明がありましたけれども、現行の消費者契約法の要件としまして、業務規程の中で一定の利害関係に関する措置を講ずることはございまして、その内容はガイドライン等でもある程度は書きおろしておりますが、典型的には、差止請求の相手方である事業者との間で利害関係、何らかの関係があるというときに、そのまま理事として議決権、理事会の議決に参加するということについては、一定の措置を講ずるなどのことが、これは法律でも書かれております。

それ以外に、団体の定款の中では、大体、各団体そうであります。理事である弁護士が自らの団体と契約関係にあり、例えば、報酬、受任契約というのが典型的でありますけれども、そういった場合でも、理事たる弁護士は議決権を行使しないというような規定を定めているのが多いかと思うところでございます。

ただ、今後、新しい被害回復の訴訟になったときにどうするか、理事たる弁護士が訴訟代理になって、団体の財産を食い物にして法外な報酬を受け取ることの懸念があるのではないかという和田委員の問題提起は、私は理解できるところでございますので、そこは今後の検討の中で議論すればよいと、そこはオープンであると思います。

升田座長 私も別に意見を言うことはないのですけれども、これは弁護士の方は御存じのとおり、会社ないし従前の法人でも、理事、取締役が受任できるかという問題はありまして、弁護士倫理といいますか、弁護士職務基本規程の問題にも絡むところでもありますので、そこは現在の問題ではありませんので、今後の検討課題かなと思います。

いろいろ御意見をいただいていたのですが、もう時間が大分来ておりまして、大高委員の最後の御質問が、多分、今日おいでの方にとって一番重要かと思っておりますので、そこをそれぞれの方に、もし御意見ございましたらお願いしたいと思うのです。今回、こういうことで急遽おいでいただきましたけれども、先ほど御質問ないしもともとお話しいただきましたほかに、何かこの際、話しておきたいということがございましたら、どなたからでもお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。残り時間がなくて非常に恐縮ですけれども、どうぞ、京都の方。

京都消費者契約ネットワーク 先ほど費用の点をいろいろお話しさせていただきましたけれども、差止請求関係業務は本当に赤字事業でして、我々が自分で費用を捻出して消費者のために行う活動ということで、本当に大変でした。今回の被害回復関係業務については、消費者に実際に被害救済を行う、そのかわり費用も支弁していただけるということですので、我々はこういった団体ですので、その実情を知っていただいた上で、持続可能な報酬規程、費用の支弁規程のガイドラインを作っていただければと思います。そここのところを厳しいのを作られますと、実際、被害回復関係業務自体もやっていけなくなると思いますので、そここのところはぜひぜひ強くお願いしたいと思っております。

升田座長 ほかの団体の方、いかがでしょうか。どうぞ、福岡の方。

消費者支援機構福岡 ただいまの長野先生の御意見と同じと言ってもよろしいかと思えますけれども、濫訴の懸念というのが盛んに言われておりますけれども、濫訴が起こるといのは、誰かがどこかで儲かるから濫訴が起こるわけで、現在の差止訴訟で濫訴が起きようがないわけですね。儲かるところがありませんから。そういう意味で、今後の新制度におきましても、それで儲けようなどというのは、適格消費者団体、あるいは特定適格消費者団体にあろうとは、およそ思えない。ここに10団体おりますけれども、恐らく御理解いただけたのだらうと思います。

ですけれども、何も儲けるつもりはないけれども、持出しで一生懸命やれるかという、それは限界がどうしてもあるということで、先ほど長野先生もおっしゃったように、適正な形での費用の捻出といいますか、費用の担保といいますか、何が適正かというのは難しいかもしれませんが、そのところはぜひ御配慮をいただきたい。余り厳しくすると、動きがとれなくなってしまうということになるだらうという気がしております。

升田座長 ほかに、どうぞ、広島の方。

消費者ネット広島 先ほど来、御指摘いただきましたように、うちのような小さい団体は、今回、この資料を作るにも事務局がすごい大変だったのですね。認定のための資料作成というお話もありましたけれども、やはりあれも大変なのですね。この度、特定適格消費者団体の認定監督に当たり、屋上屋を架すのは何かというお話がありましたけれども、今の適格消費者団体でも十分大変な思いをしてやっているわけで、特定となるわけで、お金を扱うという意味で、金銭管理に関することは、今までなかったことです。これはきちんと規定をしなければいけないなと思います。ただ、それ以外の部分について、また何かほかに必要なかどうか、今の適格消費者団体で何か不都合があると思ってもいないので、そこら辺のことを、我々のような小さい地方の団体でも特定適格消費者団体になれる希望を持たせていただけるような内容にしていただければと思います。

升田座長 協会の方、いかがでしょう。

全国消費生活相談員協会 私どもの団体は、裁判を行っていないという1団体になるのですけれども、認定要件のところ、消費者裁判手続特例法Q&Aを見ますと、裁判上の差止請求を要件とはしないけれども、特定認定要件の考慮要素だと書かれていたことがちょっと気になりまして、私どもの団体は、昨年度、2回目の更新も行っておりますし、適正な差止業務を行っていると思っております。また、検討委員の弁護士の先生方も、消費者問題のベテランの弁護士をそろえておりますので、裁判が行えないということではないので、考慮要素というところもちょっと考えていただきたいと思っております。

升田座長 どうぞ、ひょうごの方。

ひょうご消費者ネット ひょうごです。

今回問題になりますのは、適格消費者団体の認定・監督ということだと思うのですが、監督という部分に関しましては、いろいろな基準を作って団体を締めつけて、そして適正を確保するという発想についなりがちなところもあるかと思うのですけれども、実は、我々、団体の方で一番問題だと思っておりますのは、財政的基盤の問題なのです。財政的基盤が確保できて、事務局体制がしっかりしておれば、そうそう変なことにはならないです。基礎体力がないと、ちょっと何かややこしくなってきたりするところ、我が身を振り返って思うところでございます。監督に関しては、財政的基盤を何とかしっかりさせるのだというような、北風と太陽でいきますと太陽政策も十分配慮していただいて、お考えいただければと思っております。以上です。

升田座長 埼玉の方。

埼玉消費者被害をなくす会 今のひょうごの方と同じ中身ですけれども、財政基盤のところは、恐らく第二段階の訴訟に入っていくときに発生する、まだ費用を回収できないで、前に発生する費用等々について確保しておかなくてはいけないということになっているのだと思うのですけれども、どのぐらい想定するかというのはあるのですけれども、その額を基礎的財政規模として用意をすることについて、適格消費者団体の方で全てやれというような発想ではなくて、そこはこの制度とあわせて、何らか支援がされるということと同時に、ぜひ仕組みとしてつくっていただきたいというのが強い希望でございます。

升田座長 関西の方、どうぞ。

消費者支援機構関西 適格消費者団体としてやれる財務体質の強化策はほとんどやっているつもりなのですけれども、それがなかなかうまくいかないところがあります。例えば、認定NPOというもので認定されたのですけれども、寄附がそれほど増える条件にはないと、非常に限定的なものだということがありますし、制度や団体のことが余り知られておりませんので、そういう意味では、会員になっていただけたところが広がらないということがありますので、まずは周知というものを非常に力を入れてやっていただきたいなと思っております。そういう基礎がないと、それぞれ適格消費者団体なり、特定適格消費者団体を目指す団体が幾ら努力をしても、なかなか難しいところだなと思えます。

升田座長 ありがとうございます。せっかくですから、全員の方に御意見を賜りたいと思っておりますけれども、北海道の方、いかがでしょうか。

消費者支援ネット北海道 財政の問題は確かに重要でして、それから、利益相反の問題もそんなに軽視しているわけではありません。先ほど、これで儲けることを考える団体などはないのではないかという、全くそのとおりなのですけれども、ただ、懸念するとすれば、ほかの事業者が競争相手をつぶすためにこの制度と団体を利用するとい

うのが大変気になるところではあるわけですね。そういうのをいかに防ぐかをガイドラインレベルでどこまでできるかというのは、なかなか微妙なところはありますけれども、現在の適格消費者団体の制度では、基本的には透明性を確保して、なるべく情報は公開する、多方面からのチェックを受けるということでこれまで確保しています。団体相互のチェックで、あまりひどいことをやったら、ほかの団体から注進が来るといった体制でもあります。実際に問題点の指摘が来たことはないですし、こちらから文句言ったこともないのですけれども、それはこれまでの運営が健全かつ穏当であったということの証拠ではないかなと思っているところです。

今後、特定適格消費者団体となって、どれぐらいの団体数が必要なのかというところは、それぞれのイメージがあらうかと思えますけれども、最初に申しましたように、地方、地方に核となる団体がないと、その地方の消費者は置き去りになってしまいますし、全国規模で問題になるような事案について、それぞれの団体がてんでばらばらに行動したら大変なことになるのではないかというイメージをひょっとしたらお持ちかもしれませんけれども、そこはそれぞれ調整をする、あるいは足並みをそろえるというような仕組みが現在でもありますし、今後はもっとそれが必要になってくるのではないかと思っているところです。例えば、対象消費者が北海道と大阪にいるという場合に、その両地域を統括している団体が協力していかないと、これはやっていけないことは明らかかなのです。したがって、そういう仕組みづくりを我々の方ではしようというふうに、少なくとも私は考えているところですので、そういう懸念は当たらないのではないかということをお願いしたいということです。

升田座長 最後になりましたが、東海の方。

消費者被害防止ネットワーク東海 最後のまとめでは全然ないのですけれども、申し上げておきたいことは、本日、差止請求関係業務について、現在行っている業務についての実情を御理解いただけたのかなと思っております。特定適格消費者団体になった場合は、損害賠償に関する業務を行うとともに、一方で、これまで続けてきた差止請求関係業務も従来どおり行っていく。そちらの活動も非常に重要だと思っておりますので、特定になったら特定の業務だけやるのではなくて、それと並行してやっていくのだということを念頭に置いた監督、認定の指針をぜひ御検討いただければと思っております。以上です。

升田座長 忘れていたわけではありません。日本の方、どうぞ。

消費者機構日本 恐縮です。委員の皆様には言わずもがなのことかもしれませんが、今回の制度はかなり対象事案も限定されておりますし、本当に実際の契約金額相当の被害回復を図るという程度のものでございます。そもそも濫訴は起こらないのではないかと私も思っているわけですね。しかも、主体になり得る適格消費者団体の実情については、今、確認いただいたようなことすし、更にいいますと、適格消費者団体の認定要件自体に、例えば、今日は話題になりませんでしたけれども、理事の構

成で、特定の事業者の影響を受けないようにということでの配慮もされてございます。そういった、今の適格消費者団体の認定要件も踏まえて、制度の非常に制約的な側面も踏まえて、実際にその制度を円滑に活用するという観点から、ぜひ御議論をお願いできればと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

升田座長 先ほど総括的な御意見をいただいたと思っておりましたので、つい失念いたしました。

時間もちょうどまいりまして、本日のヒアリングはこの辺までとさせていただきたいと思えます。非常に短時間の間にいろいろ資料を御準備いただき、また、きょうは非常にお忙しい中、急遽お集まりいただきまして、本当にどうもありがとうございます。

最後になりますけれども、消費者庁から連絡事項がございましたら、お願いいたします。

加納課長 今日はどうもいろいろありがとうございます。

ちょっと補足させていただきますと、先ほどの利益相反の関係でございませうとか、特に報酬の関係は、経済界からしますと、非常に大きな関心がおありだと思えますので、今後の検討のときには報酬の項目も独立して取り扱うものと思っておりますから、そういった中で、利益相反の問題なども取り上げるように、事務局としては工夫をしていきたいと思えます。

それから、現行の適格消費者団体のガイドラインの在り方についても、いろいろと御懸念ないし御心配のこともあるかとお聞きいたしましたので、本来は特定適格消費者団体のガイドラインについて検討するという場ではございますけれども、現行の適格消費者団体のガイドラインなどについても適正なものかどうかということも含めて検討させていただくような形でできればと思えますので、きょうの御議論をお伺いしまして検討する必要があるかなと思いたしましたので、そこは工夫をしてみたいと思えます。

小田専門官 では、事務連絡といたしまして、次回の検討会の開催は来月の7月2日水曜日の14時から16時までを予定しております。

議題については、特定適格消費者団体の責務、特にいわゆる濫訴防止についてを議題とさせていただく予定になっております。会場等については、また詳細が決まりましたら、皆様に御連絡させていただきます。

また、委員の皆様には、昨日より今後の日程調整についてをお願いをしておりますので、そちらについての御協力をお願いしたいと思います。

そして、机上配付の基本資料はお持ち帰りいただかないようにお願いします。基本資料について、追加したいものがあるとかいう御希望があれば、事務局に教えていただければ検討させていただきます。以上です。

升田座長 本日はこれで閉会とさせていただきますけれども、各団体の関係者の方には、

本当にありがとうございました。

また、委員の皆様にも、本当にありがとうございました。

それでは、次回、第3回は7月になりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

以上